

# 民家防音工事の概要

令和4年4月1日

## 1 補助対象と負担割合

区分	A・B滑走路隣接
自己負担	
本体工事 【自己負担 無】	令和2年4月1日に隣接区域に所在する住宅であって、隣接区域にお住まいの方
空調工事 【自己負担 5%】	※令和2年4月2日以後、当該住宅の建替えを行い、現にお住まいの場合を含みます。
本体・空調工事 及び設計管理費 【自己負担 50%】	令和2年4月1日に隣接区域に所在する住宅のうち、アパート・社宅等、専ら所有者及びその親族以外の方がお住まいの住宅

※ 上記のいずれにおいても、工事費が補助限度額（裏面）を超える場合は、補助限度額を超える部分の全額と補助限度額に対する上記割合の額の合計が自己負担額となります。

## 2 防音工事の概要

### (1) 本体工事

- 住宅の開口部（窓、掃き出し、出入口）の建具に現在3mm厚ガラスを使用している場合は、5mm厚ガラスに入れ替える工事を行います。
- 住宅の開口部がアルミサッシ化されていない場合は、アルミサッシ化及び5mm厚ガラスを設置する工事を行います。

※ アルミサッシ化工事が必要な場合は、設計監理業者が必要となりますが、補助限度額の範囲で設計監理費を補助します。

### (2) 空調工事

- 冷暖房機及び換気扇を設置する工事を行います。

※ 本体・空調工事とも浴室、脱衣所、洗面所、便所、物置及び倉庫等は、工事対象外となります。

### 3 本体工事の補助限度額【ガラス交換工事・アルミサッシ化工事】

単位：円／台

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
ガラス交換工事	180,000	260,000	340,000	420,000
アルミサッシ化工事	1,250,000	1,950,000	2,650,000	3,400,000

### 4 空調工事の設置台数及び補助限度額【冷暖房機・換気扇】

(1) 冷暖房機及び換気扇の設置台数

1～3人世帯	4人以上世帯
1台	2台

(2) 冷暖房機に係る補助限度額

単位：円／台

区分	設置する居室の規模			
	6畳以下	6畳を超え 8畳未満	8畳以上 10畳未満	10畳以上
	117,400	125,000	134,000	163,100

注1：所有者等が更新工事の前に冷暖房機を撤去した場合は、補助限度額から9,000円を減額します。

(3) 冷暖房機の付帯工事に係る補助限度額

単位：円／台

配管延長	2mまで	4mまで	6mまで
	7,900	15,700	23,600
室外機設置	壁掛型	屋根置型	二段置型
	14,300	14,600	19,100

(4) 換気扇に係る補助限度額

単位：円／台

区分	補助限度額（新設）
空調換気扇（壁掛型）	46,700

注1：所有者等が更新工事の前に空調換気扇を撤去した場合は、補助限度額から4,200円を減額します。

### 5 電気設備工事の補助限度額

幹線工事	100,000円
屋内配線工事（冷暖房機）	12,000円
屋内配線工事（換気扇）	6,000円

### ★ お問い合わせ

河内町都市整備課 環境衛生係

電話／0297-84-6956